

3 里山林整備事業 ※生活保全林整備、森林地域外危険木除去を含む。

(1) 事業目的

野生鳥獣による被害の軽減、気象害による倒木の防止など地域住民の生活環境の保全や、生物多様性の保全を図るため、里山林、住民に身近な樹木の整備・管理を支援する。

(2) 対象地域

①里山林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林（快適環境形成機能増進森林、保健・文化機能維持増進森林）に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林。

(イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林。

2) 1 施行地の面積が 0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

②生活保全林整備タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

1) 市町村森林整備計画における将来目標区分において、生活保全林に区分された森林又は区分する予定の森林（ただし当分の間は、公益的機能別施業森林のうち快適環境形成機能増進森林若しくは保健・文化機能維持増進森林に区分された森林、又は区分される予定の森林についても対象とする）で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 野生動物による農作物被害若しくは生活環境被害、又は生物の生息環境への被害が生じている農地や住居等に隣接した森林で、林縁からの奥行きがおおむね 30 m 以内の連続した森林。

(イ) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる森林。

2) 1 施行地の面積が 0.1 ha 以上であること。

3) 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林。

③森林地域外危険木除去タイプ

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。ただし、地域森林計画対象内森林（②生活保全林整備タイプの対象）、及び個人等が所有する樹木や道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

- ・気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木
- ・住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木
- ・自治会等から特に要望がある樹木

(3) 実施内容

①里山林整備タイプ

(ア) 侵入竹の除去（侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等）

(イ) 森林病虫害の防除（被害木の伐倒、薬剤処理、破碎、搬出運搬等）

(ウ) 広葉樹等の植栽（郷土樹種・花木・食餌木等の植栽）

(エ) 修景等の環境保全（枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備）

(オ) 不用木の除去（除間伐）

(カ) 附帯施設整備（上記の施業に付随して行う歩道等の開設、安全施設等（柵工等）の整備）

(キ) 既存施設の改修（歩道・木質構造物等の補修・改築）

(ク) 施設整備（歩道等の開設、休憩施設等の新設等）

②生活保全林整備タイプ

(ア) 里山林と集落や農地とのバッファゾーン（緩衝帯）の整備（森林整備、土砂流出防止のための付帯施設等の整備）

(イ) 危険木の除去（倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度に成長した樹木等の伐採）

③森林地域外危険木除去タイプ

(ア) 危険木の除去（倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度に成長した樹木等の伐採）

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象地域の里山林の整備等を実施する。

県は事業主体が実施する里山林整備等の費用を助成する。

(5) 事業量（H29～33年度の5年間）

- ・ 里山林・生活保全林の整備 : 3,250ha
- ・ 森林地域外危険木の除去 : 50カ所

(6) 目標とする姿

- ・ 明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林
- ・ 明るい林相、多様な生物が暮らす里山林
- ・ 人と野生鳥獣との緩衝帯となる里山林

(7) 事業主体

① 里山林整備タイプ（ア）～（キ）

県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

② 生活保全林整備タイプ（ア）～（イ）

県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

③ 森林地域外危険木除去タイプ

県、市町村

(8) 補助率等

① 里山林整備タイプ：

（ア）侵入竹の除去	上限：300千円/ha
（イ）森林病虫害防除	上限：40千円/m ³
（ウ）広葉樹等の植栽	上限：500千円/ha
（エ）修景等の環境保全	上限：125千円/ha
（オ）不用木の除去	上限：200千円/ha
（カ）附帯施設整備	上限：300千円/ha
（キ）既存施設の改修	上限：5,000千円/箇所
（ク）施設整備	上限：必要経費積み上げ額以内

② 生活保全林整備タイプ：

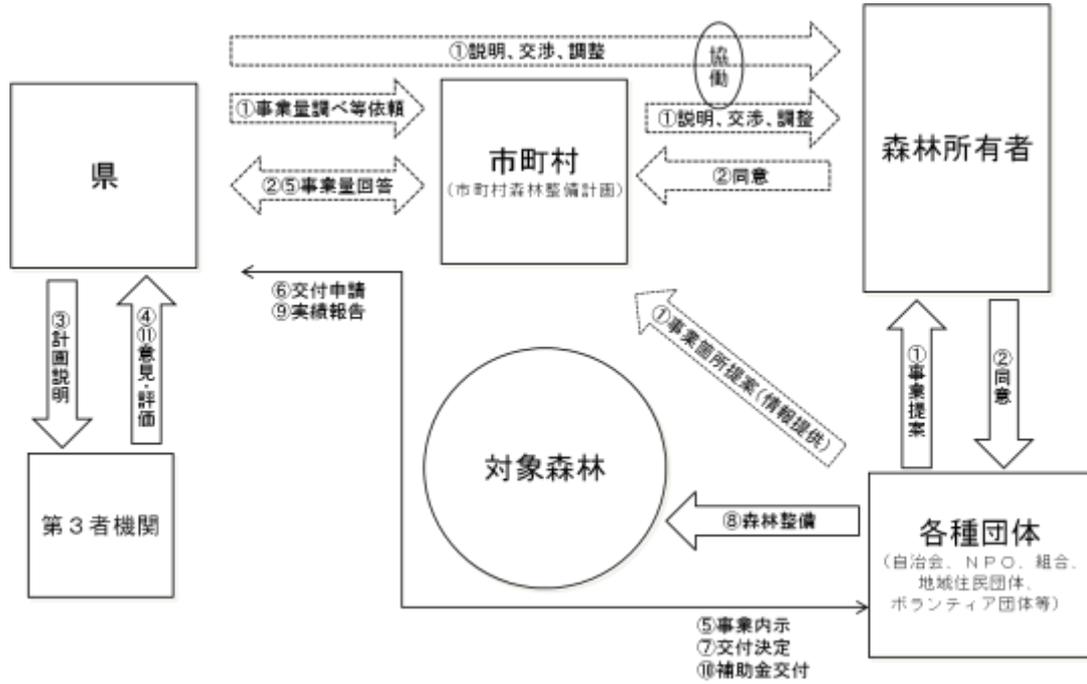
（ア）バッファゾーンの整備	上限：700千円/ha
（イ）危険木の除去	上限：必要経費積み上げ額以内

③ 森林地域外危険木除去タイプ

- ・ 上限：必要経費積み上げ額の2/3以内（上限500千円/1箇所）

(9) 事業フロー図 (補助事業イメージ)

①里山林整備タイプ、②生活保全林整備タイプ



③森林地域外危険木除去タイプ

